解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月四日
埼玉県蕨市北町二丁目九番二三号
特定非営利活動法人文化振興会
代表清算人　戸塚　久雄

解散公告（第二回）

当財団法人は、平成二十二年十二月五日開催の理事会並びに平成二十二年十二月十六日開催の評議員会の決議により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月四日
埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番一七号　財団法人埼玉県労働者信用基金協会
代表清算人　鈴木　秀治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日寄付行為の定めにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月四日
横浜市磯子区中原一丁目一番二八号神奈川県労働総合センター内
財団法人神奈川県労働者信用基金協会
代表清算人　野村　芳広

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月六日開催の社員総会の決議により同年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月四日
名古屋市西区市場木町二〇二番地二
特定非営利活動法人ＣＰＦサポート
清算人　安井　健三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月十五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月四日
奈良市二条町一丁目三番三号
宗教法人本覺寺
清算人　藤永　昌玄

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年二月一日付北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月四日
北海道川上郡弟子屈町中央二丁目三番一号
弟子屈町土地開発公社
清算人　徳永　哲雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月二十一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月四日
北海道苫小牧市川沿町四丁目一一番一九号
財団法人苫小牧理容美容連盟
代表清算人　大平　充子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月四日
長崎県大村市久原二丁目一一六一番地五
特定非営利活動法人ワーク&ライフシャロームネット　代表清算人　村上　清

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年一月十八日熊本県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月四日
熊本県山鹿市山鹿九七八番地
山鹿市土地開発公社
清算人　池田　永実
清算人　蔵原　栄一
清算人　富田　辰郎
清算人　潮崎　昭二
清算人　三森　兄臣
清算人　緒方　淳一
清算人　倉原　謙治
清算人　古荘　秀幸

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十三年一月六日付けで熊本県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月四日
熊本県球磨郡湯前町一九八九番地一
清算法人上球磨土地改良区
清算人代表　西　岩人

配当公告

山形県村山市櫛山一二二四番地一一
破産者　五十嵐特殊建設株式会社

右の者に対する山形地方裁判所平成十九年(フ)第三三一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金六五九、八九二、六七四円

一、配当することのできる金額
金二八、五二九、四六六円

平成二十三年三月四日
山形市旅篭町二丁目一番一九号
破産管財人　菊川　明

配当公告

岡山県津山市院庄九五四番地の四
破産者　株式会社アキモト

右の者に対する岡山地方裁判所津山支部平成二十二年（フ）第一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金八三、六三二、八六四円

一、配当することのできる金額
金一八、〇二九、三三八円

平成二十三年三月四日
岡山市北区南方一丁目八番一四号菊池綜合法律事務所
破産管財人　弁護士　財津　唯行

配当公告

大分県佐伯市弥生大字上小倉一〇八三番地一
破産者　有限会社三宮建材店

右の者に対する大分地方裁判所佐伯支部平成十九年（フ）第一一四号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三六七、〇八〇、二二三円

一、配当することのできる金額
金二七、五〇一、五一一円

平成二十三年三月四日
大分市千代町二丁目一番二三号
破産管財人　原口　祥彦

第１期決算公告

平成23年3月4日
東京都港区元赤坂１－２－３
赤坂見附ＭＴビル11階
公益財団法人サントリー芸術財団
代表理事　堤　剛
代表理事　鳥井　信吾

貸借対照表の要旨（平成22年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	214,148
	固定資産	9,528,329
	合計	9,742,476
負債及び正味財産の部	流動負債	108,032
	固定負債	32,000
	負債合計	140,032
	正味財産（指定正味財産）	9,527,695
	正味財産（一般正味財産）	74,750
	正味財産合計	9,602,444
	合計	9,742,476